

大分県基礎日本語オンライン講座委託業務企画提案競技募集要項

1 趣旨

当該業務は、県内在住外国人が日常生活でコミュニケーションを円滑に行うために必要な基礎レベル（日本語教育の参照枠A2レベル）の日本語を習得するため、県内どこからでも受講可能なオンライン講座を提供し、外国人の県内定着を促進することを目的とするものである。

この事業の委託先の選定に関し、提案競技に参加しようとする者が遵守しなければならない事項を定める。なお、募集要項と、県が公表したその他の資料等との間に異なる点がある場合は、募集要項が優先する。

2 契約に付する事項

(1) 業務名

大分県基礎日本語オンライン講座委託業務

(2) 業務内容

別紙「大分県基礎日本語オンライン講座委託業務に関する仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

(4) 委託料の上限額

3,954,280円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ① 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- ② 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、本業務を受託できる財政的健全性を有している者。
- ③ 受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ア 業務の実施に際し専任の担当者を配置し、県との打ち合わせに担当者を出席させることができる者。
 - イ 県から派遣要請があった場合は、2日以内に担当者を派遣させることができる者。なお、オンラインでの対応も可能とする。
 - ウ 宗教活動又は政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。
 - エ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
 - オ 本企画提案競技の公告の日から委託契約の前日までの間に大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
 - カ 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切

手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。

- キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ク 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しないものであること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営に関与していないこと。
 - （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （イ）暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （ウ）暴力団員が役員となっている事業者
 - （エ）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - （オ）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - （カ）暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - （キ）役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - （ク）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ケ 審査委員会でのプレゼンテーションに参加できること。

4 提案方法

（1）企画提案競技への参加を希望する者は、次の①から⑤の書類を令和 8 年 6 月 8 日（月）午後 5 時までにメールで提出すること。（提出後の到着確認を電話で必ず行うこと。）ただし、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する資格を有する者は、④及び⑤は不要とする。

- ① 参加申込書（別紙様式 1） PDF ファイル
- ② 誓約書（別紙様式 2） PDF ファイル
- ③ 会社（団体）概要書 PDF ファイル
（パンフレット等会社（団体）の業務内容を確認できる書類。）
- ④ 納税証明書（都道府県税について滞納がないこと） PDF ファイル
- ⑤ 納税証明書（地方消費税） PDF ファイル

（2）企画提案書は、下表により作成し、提出期限までにメールで提出すること。

① 表紙	会社（団体）名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。	様式自由 （A 4 版）
② 企画提案	仕様書に沿って業務の趣旨を踏まえ、下記項目番号を記載し、順序に沿って具体的に提案すること。 1 法人（団体）概要、本業務へ提案した動機 2 提案内容 （1）外国人住民に対するオンライン日本語講座の実施 （2）受講者の募集 （3）受講者の日本語習得状況の評価 （4）その他本業務に付随する自主提案	様式自由 （A 4 版）
③ スケジュール	業務執行スケジュールを具体的に提案すること。	様式自由 （A 4 版）
④ 過去実績等	過去の類似業務の実績があれば証明すること。	様式自由 （A 4 版）
⑤ 業務実施体制	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。	様式自由 （A 4 版）
⑥ 見積書	本業務に係る経費について、項目ごとにその単価、金額を記載すること。	様式自由 （A 4 版）

（3）企画提案書提出期限及び提出先

① 提出期限：令和8年6月22日（月）12時（必着）

② 提出先：大分県企画振興部 国際政策課

a10140@pref.oita.lg.jp

（4）その他

参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

5 質問の受付及び回答

（1）受付方法

別紙様式3の質問票により、電子メールでのみ質問を受け付ける。

【提出期限】令和8年6月8日（月）17時（必着）

【送付先】a10140@pref.oita.lg.jp

（2）回答

質問に対する回答は、令和8年6月10日（水）までに、応募者全てに対してメールで行う。

6 審査及び結果通知

- (1) 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、委託候補者を選定する。なお、応募者が多数の場合は、「7 その他」に定めるとおり予備審査を行う場合がある。審査会は7月2日に予定しており、オンラインによるプレゼンテーションも可能とする。企画提案書提出の際に、プレゼンテーションの形式（来庁またはオンライン）を申し出ること。審査会の詳細については、参加者に別途通知することとする。
- (2) 審査は別添「評価項目及び配点」に基づき行う。1社につき、持ち時間20分以内（説明10分、質疑応答10分以内）とする。
- (3) 企画提案書の提出のあった者全てに対して、審査結果についてすみやかにメールで通知する。
- (4) 最優秀提案を行った者を契約候補者とする。ただし、契約候補者との契約が成立しない場合は、次点の者を契約候補者とする。
また、契約候補者が審査委員を通じて不正な行為をなし、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

7 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は、選定業務以外に使用しない。
- (3) 県と受託者の協議により、提案された企画の内容の一部が変更されることがある。
- (4) 提案者が5社を超える場合、事務局により書面による予備審査を行う。予備審査を実施した場合は、その結果をすべての提案者にメールにて通知する。

8 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県企画振興部 国際政策課 多文化共生推進班

TEL 097-506-2043 / E-mail a10140@pref.oita.lg.jp

別添 評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
業務目的の理解	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の内容を明確に理解しているか。 提案内容は事業の目的及び趣旨との整合性がとれているか。 	15
企画内容	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案の内容が優れており、効果が期待できるか。 基礎レベルの日本語を効果的に習得できるカリキュラムとなっているか。 受講者が継続して受講できるような工夫がされているか。 日本語教室がない地域を中心に、広く効率的に受講者を募集できる内容になっているか。 	40
業務執行体制 業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> 業務が安定的に実施される体制となっているか。 県からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。 	15
作業工程	<ul style="list-style-type: none"> 無理なく業務が遂行できるスケジュールが組まれているか。 	15
予算・見積	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格と比較して、適当な提案となっているか。 算定根拠は明確に示され、妥当な内容となっているか。 	15